

日本学生支援機構 給付奨学金 貸与奨学金 早わかりガイド

予約採用

2021年度進学予定の皆さんへ

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は国が実施しており、原則返還不要の給付奨学金と卒業後返還する貸与奨学金があります。このガイドで、それぞれの奨学金の概要を説明します。

どんな種類があるの？

原則として返さなくていい給付奨学金と、返す必要がある貸与奨学金があります。

奨学金の種類		金額	
給付奨学金 (原則返還不要)		月額	支給月額は、学校の種別（大学、専修学校等）、設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）等によります。
貸与奨学金 (返還が必要)	第一種奨学金（利子なし）	月額	貸与月額は、学校の種別（大学、専修学校等）、設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅・自宅外）等によります。
	第二種奨学金（利子あり）	月額	2万円～12万円（1万円単位）の中から選択できます。
	入学時特別増額貸与奨学金（利子あり）	一時金	10万円～50万円（10万円単位）の中から選択できます。

※給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額の上限額が制限されます。

進学先に条件はあるの？

日本国内の大学・短期大学・専修学校（専門課程）が対象です。（※1）

学校の種別（課程）	給付奨学金	貸与奨学金
大学（学部）・短期大学	国又は地方公共団体より給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です。（※2）	対象です
専修学校（専門課程）		対象です ※ JASSO の奨学金を取り扱っていない学校もあります。

※1 高等専門学校の第4学年に編入学する場合も対象です。（給付奨学金、貸与奨学金とも）

※2 給付奨学金の対象となる確認を受けた学校の一覧（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

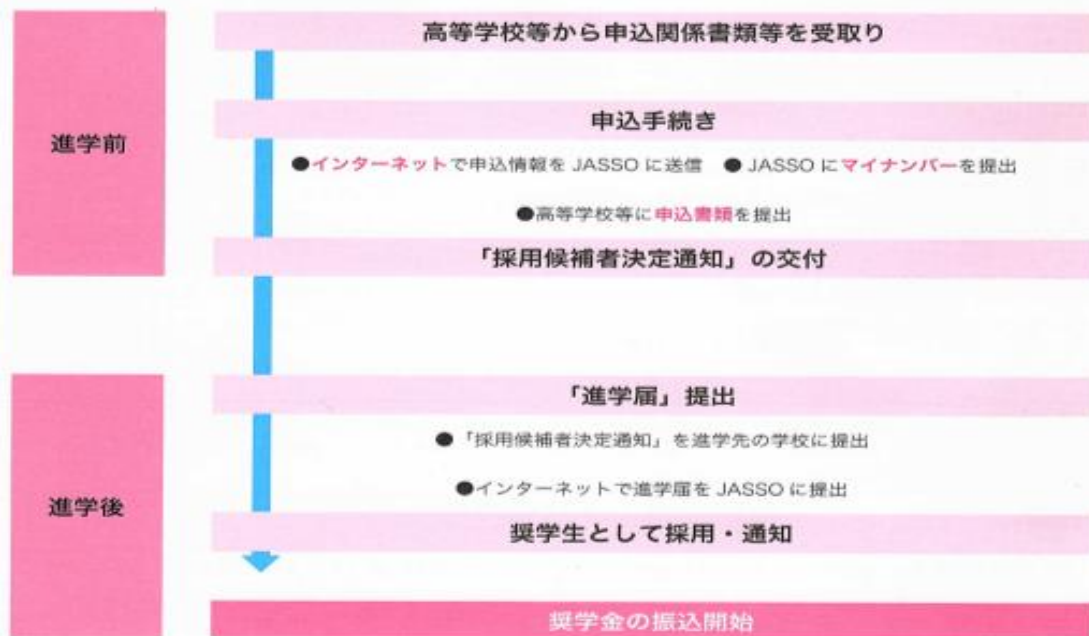


どうやって申し込むの？

進学する前年度に在籍する高等学校等より申込関係書類を受取り、申込み手続きを行います。（予約採用）
進学後の在学採用もあります。

詳しい申込手続きについては、「申込みのてびき」を参照してください。

奨学金の申込みから奨学生に採用されるまで（予約採用）



給付奨学金については、4・5 ページを

貸与奨学金については 6～9 ページを

給付奨学金とは？

だれが申し込めるの？

2021 年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する人が申し込めます。

- （１）2021 年 3 月に初めて高等学校等（本科）を卒業予定の人
- （２）初めて高等学校等（本科）を卒業後 2 年以内の人

※ 2020 年の秋季に卒業予定の人も対象になります。

※ 高卒認定試験合格（見込）者も対象になる場合があります。詳細は、JASSO のホームページで案内します。

※ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

→ 「給付奨学金案内」5 ページ

採用の基準は？

学力・家計（収入・資産）の基準を満たす人が対象になります。

学力基準 次の①・②のいずれかを満たす人

- ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で **3.5 以上**
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

家計基準 次の①・②の両方を満たす人

- ① **収入基準**・・・申込者（生徒）・生計維持者（父母等）の所得等に基づき住民税非課税又はそれに準ずる世帯と認められること（下表の目安参照）
- ② **資産基準**・・・申込者（生徒）・生計維持者（父母）の資産の合計が基準額※未満
※生計維持者が 1 人の場合：1,250 万円、生計維持者が 2 人の場合：2,000 万円

【家計基準の収入・所得の上限額の目安】

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人世帯	本人、母（ひとり親）	207 万円	298 万円	373 万円	125 万円	176 万円	230 万円
4人世帯	本人、親①、親②（無収入）、中学生	271 万円	303 万円	378 万円	172 万円	191 万円	255 万円
5人世帯	本人、親①、親②（パート）、大学生、中学生	親①:321 万円 親②:100 万円	親①:395 万円 親②:100 万円	親①:461 万円 親②:100 万円	親①:207 万円 親②:100 万円	親①:256 万円 親②:100 万円	親①:309 万円 親②:100 万円

※ 表中の数字はあくまで目安です。世帯構成、各種保険料の支払状況等により目安の金額を上回っても対象となる場合や下回っても対象とならない場合があります。

→ 「給付奨学金案内」6～8 ページ

いくら支給されるの？

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）、学校の設置者及び通学形態によって定められている下表の金額（月額）が、原則毎月１回振り込まれます。

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	19,500 円	44,500 円	25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分	9,800 円	22,300 円	12,800 円	25,300 円

- ※ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、上表と異なる月額となります。
- ※ 高等専門学校（４～５年生）、通信教育課程の人は別に定める年額となります。
- ※ 給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
- ※ 進学してからは、毎年秋に家計収入を確認し、区分が見直されます。（支給の対象外となる場合もあります。）

→「給付奨学金案内」３～４ページ

申込みにはどんな手続きが必要なの？

インターネットで申込み後、マイナンバーを JASSO に直接提出（郵送）し、学校に申込書類を提出します。



進学した時には何か手続きが必要なの？

予約採用の申込みの結果「採用候補者」となっても正式に奨学生となったわけではありません。

進学してから、必要書類を進学先の学校に提出し、インターネットで「進学届」を提出することにより給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが始まります。

給付奨学生となったあとに必要な手続きはあるの？

奨学金支給中には、在籍報告や奨学金継続願などの手続きが必要となります。これらの手続きを行わない場合は、奨学金の振込が停止されます。手続きの詳細については、「採用候補者」となった人への通知や JASSO ホームページなどで案内します。

貸与奨学金とは？

だれが申し込めるの？

2021 年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する人が申し込めます。

- （１）2021 年 3 月に高等学校等（本科）を卒業予定の人
- （２）高等学校等（本科）を卒業後 2 年以内の人

- ※ 2020 年の秋季に卒業予定の人にも対象になります。
- ※ 高卒認定試験合格（見込）者も対象になる場合があります。詳細は、別途、JASSO のホームページなどで案内します。
- ※ 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります。

→「貸与奨学金案内」７ページ

採用の基準は？

学力・家計の基準を満たす人が対象になります。

学力基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当し、大学等へ進学後も優れた成績を修める見込みがある等 ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が 5 段階評価で 3.5 以上 ② 住民税非課税（市区町村民税所得割が 0 円）世帯の人、生活保護受給世帯の人又は社会的養護を必要とする人（児童養護施設在籍者等）であって、大学等における学修に意欲がある人
	第二種	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等
家計基準	第一種	次の①・②のいずれかに該当する ① 生計維持者（父母）の年収が第一種奨学金の収入基準額以下である（下表の目安参照） ② 住民税非課税（市区町村民税所得割が 0 円）世帯の人、生活保護受給世帯の人又は社会的養護を必要とする人（児童養護施設在籍者等）
	第二種	生計維持者（父母）の年収が第二種奨学金の収入基準額以下である（下表の目安参照）
	併用貸与	生計維持者（父母）の年収が第一種・第二種併用貸与の収入基準額以下である（下表の目安参照）

※ 「併用貸与」とは、第一種奨学金と第二種奨学金を併せて利用することです。

【家計基準の収入・所得の上限額の目安】

世帯人数	給与所得の世帯（年間収入）			給与所得以外の世帯（年間所得）		
	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
3人世帯	657 万円	1,009 万円	599 万円	286 万円	601 万円	245 万円
4人世帯	747 万円	1,100 万円	686 万円	349 万円	692 万円	306 万円
5人世帯	922 万円	1,300 万円	884 万円	514 万円	892 万円	476 万円

※ 表中の数字はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。

→「貸与奨学金案内」８～１０ページ

いくら借りられるの？

学校の種別、設置者及び通学形態によって定められている下表の金額から選択し、原則毎月1回、正規の卒業時期まで振り込まれます。(入学時特別増額貸与奨学金は初回振込み時に1回限り)

奨学金の種類等		進学先	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
			国公立		私立		国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金	最高月額	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円	
	最高月額 以外の月額				50,000 円				50,000 円	
		30,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円		40,000 円	40,000 円	40,000 円	
		20,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
第二種奨学金		20,000 円～ 120,000 円（10,000 円単位）								
入学時特別増額貸与奨学金		100,000 円～ 500,000 円（100,000 円単位）								

※ 給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額の上限額が制限されます。

※ 第一種奨学金の「最高月額」は併用貸与の家計基準を満たしている場合に選択できます。

→「貸与奨学金案内」4ページ

申込みにはどんな手続きが必要なの？

インターネットで申込み後、マイナンバーをJASSOに直接提出(郵送)し、学校に申込書類を提出します。



進学した時には何か手続きが必要なの？

予約採用の申込みの結果「採用候補者」となっても正式に奨学生となったわけではありません。

進学してから、必要書類を進学先の学校に提出し、インターネットで「進学届」を提出することにより貸与奨学生として採用され、奨学金の振込みが始まります。

貸与奨学生となったあとに必要な手続きはあるの？

奨学金貸与中には、奨学金継続額などの手続きが必要となります。手続きを行わない場合は、奨学金が振り込まれない場合があります。これらの手続きの詳細については、「採用候補者」となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

貸与奨学金の返還

いつからいくらずつ返すの？

貸与が終わって(卒業して)7か月目から口座引き落としにより返還します。

毎月の返還額・返還期間は、選択した返還方式等により異なります。

所得連動返還方式
(第一種奨学金のみ)

毎月の返還額は、前年の所得に連動して定まり、毎年見直します。
返還期間は毎月の返還額により決まります。

定額返還方式

貸与総額(いくら借りたか)によって返還期間が定まり(最長20年)、返還期間によって毎月の返還額が決まります。

所得連動返還方式

返す月額は毎年見直し

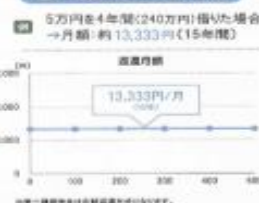
所得に合わせた月額で返還



定額返還方式

返還完了まで毎月月額が一定

借りた総額に定めた月額で返還



→「貸与奨学金案内」16ページ

保証を付ける必要があるの？

貸与奨学金には次のどちらかの保証を付ける必要があります。

機関保証

保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)の連帯保証を受けます。
保証料の支払いが必要となります(毎月振込む奨学金から天引きされます)。

人的保証

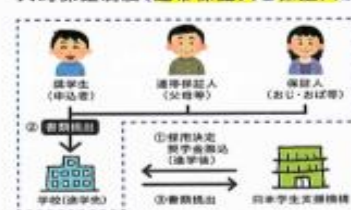
条件に合う連帯保証人(父又は母)、保証人(おじ又はおば等)を依頼し、その人による保証を受けます。
連帯保証人は、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
保証人には、申し出により認められる「分別の利益」等の権利があります(連帯保証人にはありません)。

機関保証制度(保証機関に連帯保証を依頼)

※一定の保証料を支払う必要があります。



人的保証制度(連帯保証人と保証人が必要)



→「貸与奨学金案内」13ページ

利子はどれくらいなの？

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金での利子は、選択した「利率の算定方法」により、貸与が終わるときに決定します。

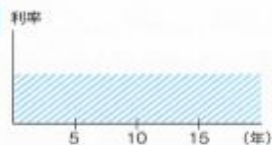
利率固定方式

貸与が終わった時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。
(参考) 2020年1月に貸与が終わった人の利率は、年0.077%です。

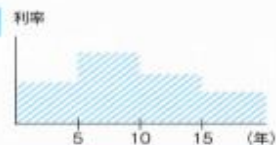
利率見直し方式

貸与が終わった時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。
(参考) 2020年1月に貸与が終わった人の利率は、年0.002%です。

利率固定方式



利率見直し方式



→ 「貸与奨学金案内」15 ページ

返還が難しい場合はどうしたらいいの？

返還中に、病気や失業等で返還が難しくなった人のための救済制度があります。

減額返還

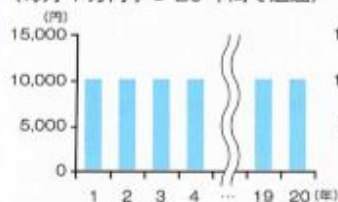
一定期間、毎月の返還額を $1/2$ 又は $1/3$ に減らすことができます。その分返還期間は長くなりますが、返還予定総額（利子含む。）は変わりません。

返還期限猶予

一定期間、毎月の返還を先送りにすることができます。その分返還終了が遅くなりますが、返還予定総額（利子を含む。）は変わりません。

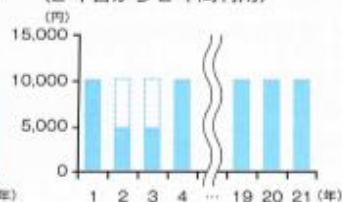
当初の約束

(毎月1万円ずつ20年間で返還)



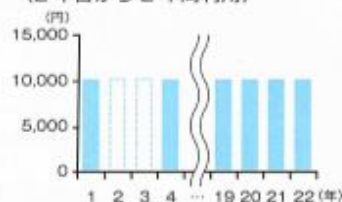
減額返還を利用した場合

(2年目から2年間利用)



返還期限猶予を利用した場合

(2年目から2年間利用)



→ 「貸与奨学金案内」17 ページ